

令和元年度

上川管内版 事業承継に係る 支援施策のご案内

北海道上川総合振興局

はじめに

北海道上川総合振興局では、管内の中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を支援するため、国、政府系金融機関等、関係機関で実施する支援施策や、管内市町村で実施している補助制度など、事業承継支援に関する施策を紹介する冊子を作成いたしました。

事業承継を進めるにあたり、参考となる情報を幅広く掲載しておりますので、貴社の事業承継の取組にお役立ていただければ幸いです。

なお、掲載されている情報につきましては、平成31年4月現在のものとなっております。各施策の詳細については、施策ごとに記載しております【問い合わせ先】までお問い合わせ下さい。

目次

組織名	制度名	項目				ページ
		補助金 助成金	融資 保証	個別相談 専門家派遣	その他	
旭川市	旭川市中小企業振興資金融資制度 (経営革新・販路拡大等支援融資)		○			1
鷹栖町	鷹栖町中小企業特別融資制度		○			
東神楽町	中小企業後継者育成事業助成金	○				2
東神楽町	中小企業特別融資制度		○			
愛別町	産業後継者就業等支援給付金事業 (後継者定着給付金・後継者定住促進給付金)	○				3
愛別町	産業後継者就業等支援給付金事業 (後継者祝い金)	○				
上川町	事業承継・新規開業支援補助金	○				4
美瑛町	中小企業等特別融資貸付金		○			
上富良野町	担い手サポート奨励金	○				5
和寒町	商工業新規就業対策事業補助	○				
剣淵町	剣淵町農商工業新規就業奨励金支給事業	○				6
剣淵町	剣淵町中小企業特別融資制度		○			
剣淵町	剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金	○				7
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(事業承継)	○				
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(承継支援)	○				8
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(技術指導費)	○				
下川町	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(事業承継円滑化支援)	○				9
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(事業承継奨励金)	○				
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(経営安定補助金・経営自立補助金)	○				10
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(技術実習助成金・技術指導助成金)	○				
美深町	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(研修調査助成金)	○				11
音威子府村	音威子府村中小企業振興基本条例に基づく補助事業(経営安定補助金)	○				
音威子府村	音威子府村中小企業振興基本条例に基づく補助事業(経営自立化補助金)	○				12
音威子府村	音威子府村中小企業振興基本条例に基づく補助事業(技術実習補助金)	○				

項目	融資・保証	実施区分	継続				
組織名	旭川市						
制度名	旭川市中小企業振興資金融資制度(経営革新・販路拡大等支援融資)						
事業概要	<p>【事業目的・概要】 雇用の維持・拡大を図るための経営の革新, 新分野進出, 働き方改革などの取組を行う企業に対し, 必要な事業資金の融資の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 事業承継, 体質強化のための合併など企業再編に取り組む者で, 北海道信用保証協会の定める保証対象業種であることなどの市が定める条件を満たす者。</p> <p>【補助(支援)内容】 <table border="0"> <tr> <td>資金使途 : 運転, 設備</td> <td>貸付期間: 7年以内(うち据置1年以内)</td> </tr> <tr> <td>貸付上限額: 2,000万円</td> <td>貸付利率: 5年以内 年1.9%, 7年以内 年2.2%(固定)</td> </tr> </table> </p> <p>【申請方法】 市を含むあっせん機関へ必要書類を提出</p>			資金使途 : 運転, 設備	貸付期間: 7年以内(うち据置1年以内)	貸付上限額: 2,000万円	貸付利率: 5年以内 年1.9%, 7年以内 年2.2%(固定)
資金使途 : 運転, 設備	貸付期間: 7年以内(うち据置1年以内)						
貸付上限額: 2,000万円	貸付利率: 5年以内 年1.9%, 7年以内 年2.2%(固定)						
H30年度実績	新規貸付件数 1件 新規貸付額 10,000千円						
詳細(ホームページ)	http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/544/p003889.html						
備考							
問い合わせ先	旭川市 経済部 経済総務課 金融支援係 電話0166-25-7042 【対応時間】月～金(年末年始及び祝日を除く)8:45～17:15						

項目	融資・保証	実施区分	継続												
組織名	鷹栖町														
制度名	鷹栖町中小企業特別融資制度														
事業概要	<p>【事業目的・概要】 町内の中小企業者が行う取組(事業承継を含む)に必要な資金を金融機関の窓口を通じて低利で融資するとともに, 融資を受けた際の利子の一部を補給する。</p> <p>【対象者】 町内に主たる事業所をおき, 同一事業を1年以上行っている中小企業者等</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>融資金額</th> <th>融資期間</th> <th>償還方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転資金</td> <td>1,000万円以内</td> <td>7年以内</td> <td>割賦償還(1箇月以内据置)又は一括償還(1年以内)</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> <td>1,500万円以内</td> <td>10年以内</td> <td>割賦償還(6箇月以内据置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本制度融資に係わる支払利息の補給(1～2%)及び保証料を全額補給</p> <p>【申請方法】 鷹栖町商工会へ斡旋申し込みを行う。取扱金融機関 旭川信金、北洋銀行、日本政策金融公庫</p>			資金使途	融資金額	融資期間	償還方法	運転資金	1,000万円以内	7年以内	割賦償還(1箇月以内据置)又は一括償還(1年以内)	設備資金	1,500万円以内	10年以内	割賦償還(6箇月以内据置)
資金使途	融資金額	融資期間	償還方法												
運転資金	1,000万円以内	7年以内	割賦償還(1箇月以内据置)又は一括償還(1年以内)												
設備資金	1,500万円以内	10年以内	割賦償還(6箇月以内据置)												
H30年度実績	55件 182,768千円(H30年度末融資残高)														
詳細(ホームページ)	—														
備考															
問い合わせ先	鷹栖町役場産業振興課 藤田、山岸 電話0166-87-2111(内線252、257)														

項目	補助金・助成金	実施区分	継続
組織名	東神楽町		
制度名	中小企業後継者育成事業助成金		
事業概要	<p>【事業目的・概要】 中小企業大学校旭川校の研修費用を助成することで、町内に事業所を有する企業等が行う後継者育成等の取組を支援する。</p> <p>【対象者】 町内に事業所がある企業等の経営者、経営後継者、従業員であって、町税(法人町民税・固定資産税など)を滞納していない者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・受講者1名につき受講料の半額(助成額は2万円を限度)を助成 ・受講者1名につき年度内1回が上限 ・申請者が複数の場合は助成額を按分する</p> <p>【申請方法】 東神楽町産業振興課に助成金の交付申請を行う</p>		
H30年度実績	13件 214千円		
詳細(ホームページ)	https://www.town.higashikagura.lg.jp/		
備考			
問い合わせ先	東神楽町役場産業振興課 小畑、河部 電話0166-83-2114(内線343、345)		

項目	融資・保証	実施区分	継続												
組織名	東神楽町														
制度名	中小企業特別融資制度														
事業概要	<p>【事業目的・概要】 町内の中小企業者が行う取組(事業承継を含む)に必要な資金を金融機関の窓口を通じて低利で融資するとともに、融資を受けた際の利子の一部を補給する。</p> <p>【対象者】 町内に主たる事業所をおき、同一事業を1年以上行っている中小企業者等</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資金用途</th> <th>融資金額</th> <th>融資期間</th> <th>融資利率(固定金利)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転資金</td> <td>1,000万円以内</td> <td>7年以内</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> <td>2,000万円以内</td> <td>10年以内</td> <td>※ H31.4.1現在</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本制度融資に係わる支払利息の補給(上限1%)及び保証料を全額補給</p> <p>【申請方法】 東神楽町商工会へ斡旋申し込みを行う。取扱金融機関 北央信用組合東神楽支店</p>			資金用途	融資金額	融資期間	融資利率(固定金利)	運転資金	1,000万円以内	7年以内	1.00%	設備資金	2,000万円以内	10年以内	※ H31.4.1現在
資金用途	融資金額	融資期間	融資利率(固定金利)												
運転資金	1,000万円以内	7年以内	1.00%												
設備資金	2,000万円以内	10年以内	※ H31.4.1現在												
H30年度実績	65件 182,212.5千円 (H30年度末融資残高)														
詳細(ホームページ)	https://www.town.higashikagura.lg.jp/														
備考															
問い合わせ先	東神楽町役場産業振興課 小畑、河部 電話0166-83-2114(内線343、345)														

項 目	補助金・助成金	実施区分	継続														
組 織 名	愛別町																
制 度 名	産業後継者就業等支援給付金事業(後継者定着給付金・後継者定住促進給付金)																
事 業 概 要	【事業目的・概要】 町内の後継者不足の解消と雇用の安定を図るため、新たに家業を継ぐ者の継続就業や定住のための支援を実施する。																
	【対 象 者】 ・家業を継ぐ者、産業を営む者の後継者として就業する者(U・Iターン、新規学卒者を含む)で45歳未満、町内在住、町税を滞納していない者 ・愛別商工会青年部に加入している者																
	【補助(支援)内容】																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助金額</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後継者定着給付金</td> <td>—</td> <td>定額</td> <td>1回15万円を最大2年間(4回)給付</td> <td rowspan="2">給付額相当の愛別町商工会発行の商品券を給付</td> </tr> <tr> <td>後継者定住促進給付金</td> <td>住宅家賃</td> <td>1/2</td> <td>月額1万円(限度)を最大2年間助成</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他	後継者定着給付金	—	定額	1回15万円を最大2年間(4回)給付	給付額相当の愛別町商工会発行の商品券を給付	後継者定住促進給付金	住宅家賃	1/2
事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他													
後継者定着給付金	—	定額	1回15万円を最大2年間(4回)給付	給付額相当の愛別町商工会発行の商品券を給付													
後継者定住促進給付金	住宅家賃	1/2	月額1万円(限度)を最大2年間助成														
	【申請方法】 家業に従事した日から起算して、3ヶ月以内に町担当課に申請書を提出																
H30年度実績	2件 300千円(後継者定着給付金) 0件(後継者定住促進給付金)																
詳細(ホームページ)	—																
備 考																	
問い合わせ先	愛別町 産業振興課 電話01658-6-5111																

項 目	補助金・助成金	実施区分	継続	
組 織 名	愛別町			
制 度 名	産業後継者就業等支援給付金事業(後継者祝い金)			
事 業 概 要	【事業目的・概要】 町内の後継者不足の解消と雇用の安定を図るため、家業を継ぐ者として、就業する者が結婚した場合に、結婚祝い金を支給する。			
	【対 象 者】 ・家業を継ぐ者、産業を営む者の後継者として就業する者(U・Iターン・新規学卒者を含む)で45歳未満、町内在住、町税を滞納していない者 ・愛別商工会青年部に加入している者			
	【補助(支援)内容】 ・給付額等 後継者祝い金として、8万円(1回限り)を支給 ・給付内容 祝い金相当額の愛別商工会発行の商品券			
	【申請方法】 入籍の日又は、祝賀会等を行う日から起算して1ヶ月以内に、町担当課に申請書を提出			
H30年度実績	1件 80千円			
詳細(ホームページ)	—			
備 考				
問い合わせ先	愛別町 産業振興課 電話01658-6-5111			

項 目	補助金・助成金	実施区分	新規			
組 織 名	上川町					
制 度 名	事業承継・新規開業支援補助金					
事 業 概 要	【事業目的・概要】 中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継による上川町の地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図る。 【対 象 者】 新たに事業承継する者、事業承継後1年以内の事業者で、18歳以上60歳以下の者 【補助(支援)内容】					
	事業内容	補助率	限度額	事業内容	補助率	限度額
	土地、建物、設備の建設費、取得費及び改修費	1/2	300万円	技術取得、研修費	2/3	100万円
	店舗、駐車場等の賃借料	1/2	月額5万円、交付決定から3年以内	事業承継奨励金(親族及び配偶者の承継)		50万円
	技術実習助成金	単身:月額10万円 単身以外:月額15万円	交付決定から12ヶ月以内	経営自立支援(固定資産税)	1/2	5万円、交付決定から3年以内
	【申請方法】 事業計画書を上川町商工会の経営審査を経た上で、町担当課へ提出					
H30年度実績	-					
詳細(ホームページ)	https://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp/					
備 考						
問い合わせ先	上川町 産業経済課 商工観光グループ 電話01658-2-4058					

項 目	融資・保証	実施区分	継続	
組 織 名	美瑛町			
制 度 名	中小企業等特別融資貸付金			
事 業 概 要	【事業目的・概要】 町内の中小企業が行う取組(事業承継を含む)に必要な資金を金融機関の窓口を通じて融資する。 【対 象 者】 ・町内において1年以上同一事業を継続して営んでいる中小企業者 ・美瑛町商工会員であって、町税を完納している方※いずれも満たす方 【補助(支援)内容】			
	資金使途	融資金額	償還年数	融資利率(固定金利)
	運転資金	1,000万円以内	5年以内	短期 1.90%
	設備資金	1,500万円以内	7年以内	長期 2.10%
	【申請方法】 美瑛町商工会へ申請(随時受付)			
H30年度実績	37件(名)208,600千円			
詳細(ホームページ)	http://www.shokokai.hokkaido.jp/biei/content/info_3.html ※美瑛町商工会HP			
備 考				
問い合わせ先	美瑛町 経済文化振興課 商工振興係 電話0166-92-4321			

項 目	補助金・助成金	実施区分	継続
組 織 名	上富良野町		
制 度 名	担い手サポート奨励金		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 商工業を支える産業後継者の育成・確保を図るため、新規に就業する後継者に対して奨励金を交付する。</p> <p>【対象者】 町内に住所を有し、今後2年以上居住する見込みのある方で、自営業の後継者として専業であり新規に従事する満45歳以下の方。</p> <p>【補助（支援）内容】 ・給付額等 年額24万円を2年間交付（総額48万円） ・支給時期等 年2回（9月・3月）※1回の交付限度額 12万円</p> <p>【申請方法】 町の担当課へ申請書を提出 ※商業の後継者は商工会長から「後継者の相違ない旨の証明」を受け、あらかじめ認定を受ける 必要あり</p>		
H30年度実績	商工業者：2名 260千円		
詳細（ホームページ）	http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/index.php?id=349		
備 考			
問い合わせ先	上富良野町 企画商工観光課 商工観光班 電話0167-45-6983		

項 目	補助金・助成金	実施区分	継続
組 織 名	和寒町		
制 度 名	商工業新規就業対策事業補助		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 商工業の後継者確保と地場企業の育成を図るため、商工業の後継者として新たに就業する者に対して補助金を交付する。</p> <p>【対象者】 商工業経営の後継者（子息・子女）となってから1年を経過した者で18歳以上の町内在住者</p> <p>【補助（支援）内容】 ・補助金額等 50万円（1年経過後30万円、2年経過後10万円、3年経過後10万円） ※1回限り</p> <p>【申請方法】 商工業経営の後継者となってから1年経過後に町に申請書を提出。</p>		
H30年度実績	3件 70万円		
詳細（ホームページ）	http://www.town.wassamu.hokkaido.jp		
備 考			
問い合わせ先	和寒町 産業振興課商工観光労政係 電話 0165-32-2423		

項目	補助金・助成金	実施区分	継続
組織名	剣淵町		
制度名	剣淵町農商工業新規就業奨励金支給事業		
事業概要	<p>【事業目的・概要】 担い手の確保と定着を図るため、剣淵町内で新たに農業及び商工業に就業した方に対し、奨励金を支給しています。</p> <p>【対象者】 ・開業または就業時の年齢が45歳未満で5年以上就業が見込まれること。 ・もっぱら商工業の生産販売に精励する方であること。</p> <p>(1) 町外から新規参入し町内で開業する方 (2) 町内出身であり、新規学卒又はUターンなどにより後継者として町内の親元に就業する方 (3) 町内の商工業に係る会社法人などの構成員として就業する方</p> <p>【補助(支援)内容】 (1) 配偶者がいる場合: 1月あたり 3万円 (2) 配偶者がいない場合: 1月あたり 2万円 期間: 就業の月から3年間 4月及び10月に支給 【申請方法】 剣淵町町づくり観光課に申請書類を提出</p>		
H30年度実績	0件		
詳細(ホームページ)	-		
備考			
問い合わせ先	剣淵町 町づくり観光課企画商工観光グループ TEL 0165-26-9022(直通)		

項目	融資・保証	実施区分	継続
組織名	剣淵町		
制度名	剣淵町中小企業特別融資制度		
事業概要	<p>【事業目的・概要】 町内で事業を営む中小企業者に対して、資金(事業承継に係る費用を含む)の貸付をします。また、町の利子補給が受けられます。</p> <p>【対象者】 町内で1年以上事業を営む企業者であって、常時雇用する従業員が個人の事業所にあつては20人以下、法人の事務所にあつては50人以下の事務所。</p> <p>【補助(支援)内容】 ・運転資金 500万円以内 ・設備資金 1,000万円 運転資金は48月以内割賦又は一括、設備資金は84月以内割賦又は一括 詳しくは、剣淵町町づくり観光課までお問い合わせください。</p> <p>【申請方法】 剣淵商工会に特別融資申込書を提出</p>		
H30年度実績	15件 576千円		
詳細(ホームページ)	-		
備考	原則として担保を必要とします。ただし、確かな保証人のある場合は、その限りではありません。		
問い合わせ先	剣淵町 町づくり観光課企画商工観光グループ TEL 0165-26-9022(直通)		

項 目	補助金・助成金	実施区分	継続
組 織 名	剣淵町		
制 度 名	剣淵町新商品開発・販路開拓支援事業補助金		
事業概要	<p>【事業目的・概要】 剣淵産品の高付加価値化や事業者の取引先の拡大(事業承継を契機とするものを含む)を促進させるため、新たな商品やサービスを開発しようとする方及び商品やサービスの販路を開拓しようとする方に対し、予算の範囲内で事業経費の一部を補助金として交付します。</p> <p>【対象者】 町内に所在して事業を営む個人事業者(グループ、団体、協業体等を含みます。)及び法人(町外に所属する企業等に係る町内営業所、支所及び支店を含みます。)</p> <p>【補助(支援)内容】 100万円を上限とし、補助対象経費の3/4以内で予算の範囲内の額を補助金として交付</p> <p>【申請方法】 剣淵町町づくり観光課に補助交付申請書などの関係書類を提出</p>		
H30年度実績	0件		
詳細(ホームページ)	-		
備 考			
問い合わせ先	剣淵町 町づくり観光課企画商工観光グループ TEL 0165-26-9022(直通)		

項 目	補助金・助成金	実施区分	継続												
組 織 名	下川町														
制 度 名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(事業承継)														
事業概要	<p>【事業目的・概要】 町内の事業承継の円滑化を図るため、経営者自らの技術承継又は住民の利便性に寄与する事業の継承を受けようとする者が行う事業承継の取組に必要な経費を支援する。</p> <p>【対象者】 事業承継を受けた者</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助金額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術取得・研修費・ 販路開拓</td> <td>2/3以内</td> <td>上限50万円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>建物改修・機械修繕・ 購入</td> <td>1/2以内</td> <td>上限250万円</td> <td>経営者の直系親族2親等以内が承継する場合は、既存機械の更新を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【申請方法】 町担当課に申請書を提出</p>			対象経費	補助率	補助金額	摘 要	技術取得・研修費・ 販路開拓	2/3以内	上限50万円	-	建物改修・機械修繕・ 購入	1/2以内	上限250万円	経営者の直系親族2親等以内が承継する場合は、既存機械の更新を対象とする。
対象経費	補助率	補助金額	摘 要												
技術取得・研修費・ 販路開拓	2/3以内	上限50万円	-												
建物改修・機械修繕・ 購入	1/2以内	上限250万円	経営者の直系親族2親等以内が承継する場合は、既存機械の更新を対象とする。												
H30年度実績	0件														
詳細(ホームページ)	https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/														
備 考	H28.4.1条例改正														
問い合わせ先	下川町 森林商工振興課 電話01655-4-2511(内線237)														

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続
組 織 名	下川町		
制 度 名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(承継支援)		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業承継後の経営の安定化に向けた、事業承継後の新経営者に対し、承継支援の一環として商品券を支給する。</p> <p>【対 象 者】 事業承継を受けた者</p> <p>【補助(支援)内容】 補助金額等 月額10万円相当(12ヶ月以内)</p> <p>【申 請 方 法】 町担当課に申請書を提出</p>		
H30年度実績	1件 商品券600千円		
詳細(ホームページ)	https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/		
備 考	H28.4.1条例改正		
問い合わせ先	下川町 森林商工振興課 電話01655-4-2511(内線237)		

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続
組 織 名	下川町		
制 度 名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(技術指導費)		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 町内の事業承継の円滑化を図るため、経営者から事業承継予定者に対して行う事業継続に必要な技術指導に対する取組を支援する。</p> <p>【対 象 者】 事業を譲り渡す者</p> <p>【補助(支援)内容】 補助金額等 日額3,000円(180日以内)</p> <p>【申 請 方 法】 町担当課に申請書を提出</p>		
H30年度実績	1件 264千円		
詳細(ホームページ)	https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/		
備 考	H28.4.1条例改正		
問い合わせ先	下川町 森林商工振興課 電話01655-4-2511(内線237)		

項目	補助金・助成金	実施区分	継続	
組織名	下川町			
制度名	下川町中小企業振興基本条例に基づく助成制度(事業承継円滑化支援)			
事業概要	【事業目的・概要】 町内の事業承継の円滑化を図るため、事業承継予定者に対して承継までの移行期間における支援として、町内で利用できる商品券を支給するとともに、承継事業に必要なノウハウ修得のための町外研修への参加を支援する。			
	【対象者】 事業承継を受けようとする者			
	【補助(支援)内容】			
	対象事業	対象経費	補助率	補助金額
町内商品券支給	—	—	月額10万円相当	12ヶ月以内
町外研修費	旅費、受講料等	2/3以内	上限30万円	—
【申請方法】 町担当課に申請書を提出				
H30年度実績	1件 商品券1,200千円			
詳細(ホームページ)	https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/			
備考	H28.4.1条例改正			
問い合わせ先	下川町 森林商工振興課 電話01655-4-2511(内線237)			

項目	補助金・助成金	実施区分	継続
組織名	美深町		
制度名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(事業承継奨励金)		
事業概要	【事業目的・概要】 町内における事業承継の取組を促進するため、親族から商工業事業を引き継ぐ新経営者に対し、事業承継奨励金を交付する。		
	【対象者】 事業を引き継ぐ親族の新経営者(2親等以内)		
	【補助(支援)内容】 事業承継奨励金 50万円(事業承継時に支給)		
	【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)		
H30年度実績	0件 0千円		
詳細(ホームページ)	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp600000025pf.html		
備考			
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1645 美深町商工会 電話01656-2-1014		

項目	補助金・助成金	実施区分	継続																							
組織名	美深町																									
制度名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(経営安定補助金・経営自立補助金)																									
事業概要	【事業目的・概要】 事業承継後の経営の安定化・自立化を図るため、事業承継者となるもの(親族は除く)が行う承継する事業の取組に必要な経費を支援する。 【対象者】 事業承継者となる者(親族を除く)及び新規開業者 【補助(支援)内容】																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助金額</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">経営安定補助金</td> <td>-</td> <td>定額</td> <td>単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内</td> <td>助成期間は経営開始から最大24ヶ月</td> </tr> <tr> <td>月額賃貸料</td> <td rowspan="2">1/2以内</td> <td rowspan="2">限度額10万円</td> <td>助成期間は賃貸開始から24ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>経営自立補助金</td> <td>固定資産税相当額</td> <td>助成期間は賦課年から27年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地・建物・設備取得費</td> <td>20%以内</td> <td>限度額200万円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他	経営安定補助金	-	定額	単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内	助成期間は経営開始から最大24ヶ月	月額賃貸料	1/2以内	限度額10万円	助成期間は賃貸開始から24ヶ月以内	経営自立補助金	固定資産税相当額	助成期間は賦課年から27年以内		土地・建物・設備取得費	20%以内	限度額200万円	-
	事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他																					
	経営安定補助金	-	定額	単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内	助成期間は経営開始から最大24ヶ月																					
		月額賃貸料	1/2以内	限度額10万円	助成期間は賃貸開始から24ヶ月以内																					
経営自立補助金	固定資産税相当額	助成期間は賦課年から27年以内																								
	土地・建物・設備取得費	20%以内	限度額200万円	-																						
【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)																										
H30年度実績	5件 4,400千円(経営安定補助金) 4件 796千円(経営自立補助金)																									
詳細(ホームページ)	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp600000025pf.html																									
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1645 美深町商工会 電話01656-2-1014																									

項目	補助金・助成金	実施区分	継続																
組織名	美深町																		
制度名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(技術実習助成金・技術指導助成金)																		
事業概要	【事業目的・概要】 円滑な事業承継を図るため、事業承継予定者が、事業経営に必要な技術を習得するための取組を支援する。 【対象者】 ①事業承継予定者【技術実習助成金】 ②事業承継予定者を技術指導する事業者【技術指導助成金】 ※上記2つとも親族、従業員又は現経営者と生活を一にする者を除く。 【補助(支援)内容】																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助率</th> <th>補助金額</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①技術実習助成金</td> <td>事業経営に必要な技術習得の実習期間内に係る経費</td> <td>定額</td> <td>単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内</td> <td>助成期間は実習開始から12ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>②技術指導助成金</td> <td>事業経営に必要な技術の指導費</td> <td>定額</td> <td>日額3,000円</td> <td>助成期間は指導開始から300日以内</td> </tr> </tbody> </table>				事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他	①技術実習助成金	事業経営に必要な技術習得の実習期間内に係る経費	定額	単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内	助成期間は実習開始から12ヶ月以内	②技術指導助成金	事業経営に必要な技術の指導費	定額	日額3,000円	助成期間は指導開始から300日以内
	事業名	補助対象経費	補助率	補助金額	その他														
	①技術実習助成金	事業経営に必要な技術習得の実習期間内に係る経費	定額	単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内	助成期間は実習開始から12ヶ月以内														
	②技術指導助成金	事業経営に必要な技術の指導費	定額	日額3,000円	助成期間は指導開始から300日以内														
【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)																			
H30年度実績	0件(技術実習助成金) 0件(技術指導助成金)																		
詳細(ホームページ)	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp600000025pf.html																		
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1645 美深町商工会 電話01656-2-1014																		

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続
組 織 名	美深町		
制 度 名	美深町商工業担い手支援条例に基づく助成制度(研修調査助成金)		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業経営に必要な技術の習得・向上、販路の拡大、異業種への進出等に必要な研修及び調査に係る経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 事業承継者及び従業員</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助率 研究調査費の2/3以内 ・補助金額 1事業者限度額100万円</p> <p>【申請方法】 美深町商工会に認定申請書を提出(担い手支援委員会による審査あり)</p>		
H30年度実績	3件 741千円		
詳細(ホームページ)	http://www.town.bifuka.hokkaido.jp/cms/section/soumu/i63vp600000025pf.html		
備 考			
問い合わせ先	美深町 総務課 企画グループ 商工観光係 電話01656-2-1645 美深町商工会 電話01656-2-1014		

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続
組 織 名	音威子府村		
制 度 名	音威子府村中小企業振興基本条例に基づく補助事業(経営安定補助金)		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業継承後の経営安定化を図るため、事業継承者と認定された者が行う開業後の事業運営に係る経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 事業継承者と認定された者及び新規開業者で ①個人事業主又は法人事業主 ②商工会の記帳機械化に加入し、継続的な指導を受け、記帳を行う者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額 ①、②それぞれ月額10万円以内(最大24か月)</p> <p>【申請方法】 音威子府村担当課に申請書類を提出</p>		
H30年度実績	0件		
詳細(ホームページ)	—		
備 考			
問い合わせ先	音威子府村 経済課 産業振興室 電話01656-5-3313		

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続
組 織 名	音威子府村		
制 度 名	音威子府村中小企業振興基本条例に基づく補助事業(経営自立化補助金)		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業継承後の経営自立化を図るため、事業継承者と認定された者が行う開業前後の事業運営に係る経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 事業継承者と認定された者及び新規開業者</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <p>①事業承継に伴う土地・建物(住宅は除く。)及び設備に係る賃借料。 ・補助率:月額賃借料の2分の1以内(賃借開始から5か年以内)</p> <p>②事業承継に伴う土地・建物(住宅は除く。)及び設備取得費。 ・補助率:取得費の3分の2以内(限度額500万円。)</p> <p>③事業承継に伴う土地・建物(住宅は除く。)及び設備に係る固定資産税相当額。 ・補助率:固定資産税相当額(賦課年から3か年以内)</p> <p>【申 請 方 法】 音威子府村担当課に申請書類を提出</p>		
H30年度実績	0件		
詳細(ホームページ)	—		
備 考			
問い合わせ先	音威子府村 経済課 産業振興室 電話01656-5-3313		

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続
組 織 名	音威子府村		
制 度 名	音威子府村中小企業振興基本条例に基づく補助事業(技術実習補助金)		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業承継予定者技術習得に係る経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 事業継承予定者と認定された者 (3親等以内の親族・従業員又は現経営者と生活を一にする者を除く)</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額 1人あたり月額10万円以内(最大24か月)</p> <p>【申 請 方 法】 音威子府村担当課に申請書類を提出</p>		
H30年度実績	0件		
詳細(ホームページ)	—		
備 考			
問い合わせ先	音威子府村 経済課 産業振興室 電話01656-5-3313		

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続
組 織 名	中川町		
制 度 名	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(経営安定補助金・経営自立補助金)		
事業概要	【事業目的・概要】 事業承継後の経営の安定化・自立化を図るため、事業承継者が行う承継する事業の取組に必要な経費を支援する。 【対象者】 町内の事業承継者(中川町商工会員であること) 【補助(支援)内容】		
	事業名	補助対象経費	補助率
	経営安定補助金	—	定額
	経営自立補助金	月額賃貸料 固定資産税相当額 土地・建物・設備取得費	1/2以内 20%以内
	補助金額	その他	
	単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内	助成期間は経営開始から最大24ヶ月	
	限度額10万円	助成期間は賃貸開始から24ヶ月以内 助成期間は賦課年から2ヶ年以内	
	限度額200万円	—	
	【申請方法】 町担当課へ事業開始2か月前までに認定申請する(審査あり)		
H30年度実績	1件 1,200千円		
詳細(ホームページ)	—		
問い合わせ先	中川町 産業振興課 商工担当 電話01656-7-2816		

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続	
組 織 名	中川町			
制 度 名	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(技術実習助成金)			
事業概要	【事業目的・概要】 円滑な事業承継を図るため、事業承継予定者が、事業経営に必要な技術を習得するために必要な取組を支援する。 【対象者】 町内の事業承継予定者(中川町商工会員であること) 【補助(支援)内容】 ・補助金額等 単身者 月額10万円以内 単身者以外 月額15万円以内 ※ただし、予定者と認定され実習開始から12か月以内 【申請方法】 町担当課へ技術実習開始2ヶ月前までに認定申請する (商工業振興委員会による審査あり)			
	H30年度実績	0件		
	詳細(ホームページ)	—		
	備 考			
問い合わせ先	中川町 産業振興課 商工担当 電話01656-7-2816			

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続
組 織 名	中川町		
制 度 名	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(研修調査助成金)		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業経営に必要な技術の修得・向上、販路の拡大に必要な研修・調査等に係る経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 町内の事業承継者、事業承継予定者(中川町商工会員であること)</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助率 研修調査費の2/3以内 ・補助金額 1事業者限度額100万円</p> <p>【申請方法】 町担当課へ技術実習開始2ヶ月前までに認定申請する (商工業振興委員会による審査あり)</p>		
H30年度実績	0件		
詳細(ホームページ)	-		
備 考			
問い合わせ先	中川町 産業振興課 商工担当 電話01656-7-2816		

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続												
組 織 名	幌加内町														
制 度 名	幌加内町商工業振興奨励事業(店舗、事務所建設・設備導入)														
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業承継等による経営開始後の事業経営に必要な土地・建物(住宅は除く。)及び設備に係る経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 商工会員(見込みも含む)の小企業者・小規模企業者</p> <p>【補助(支援)内容】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>店舗、事務所の建設時の経費</td> <td>1/2</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>土地を新規に取得した場合の固定資産評価額</td> <td>相当額</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>機械設備導入時の経費</td> <td>1/2</td> <td>600万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記3項目の補助金合計額の限度額は、600万円</p> <p>【申請方法】 事業計画書を幌加内町商工会の経営審査を経た上で、町担当課へ提出</p>			対象経費	補助率	限度額	店舗、事務所の建設時の経費	1/2	600万円	土地を新規に取得した場合の固定資産評価額	相当額	100万円	機械設備導入時の経費	1/2	600万円
対象経費	補助率	限度額													
店舗、事務所の建設時の経費	1/2	600万円													
土地を新規に取得した場合の固定資産評価額	相当額	100万円													
機械設備導入時の経費	1/2	600万円													
H30年度実績	店舗、事務所の建設時の経費 1件 429千円 機械設備導入時の経費 4件 3,656千円 土地を新規に取得した場合の固定資産評価額 0件														
詳細(ホームページ)	-														
備 考															
問い合わせ先	幌加内町 産業課 商工観光係 電話0165-35-2122														

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続
組 織 名	幌加内町		
制 度 名	幌加内町商工業振興奨励事業(起業・独立・事業承継)		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 町内における商工業者の増加及び維持を図るため、事業を承継した者に対し、承継後の取組に必要な経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 商工会員(見込みも含む)の小企業者・小規模企業者であり満45歳未満で、事業承継した者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助金額 1事業者限度額100万円</p> <p>【申請方法】 事業計画書を幌加内町商工会の経営審査を経た上で、町担当課へ提出(商工業振興委員会による審査あり)</p>		
H30年度実績	0件		
詳細(ホームページ)	—		
備 考			
問い合わせ先	幌加内町 産業課 商工観光係 電話0165-35-2122		

項 目	補助金・助成金	実 施 区 分	継 続
組 織 名	幌加内町		
制 度 名	幌加内町商工業振興奨励事業(新規事業・新商品開発)		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業承継を契機とした、新たな事業、新商品開発等の取組に必要な経費を支援する。</p> <p>【対 象 者】 商工会員(見込みも含む)の小企業者・小規模企業者</p> <p>【補助(支援)内容】 ・補助率 新規事業、新商品開発及び研究に必要な経費の1/2以内 ・補助金額 限度額100万円</p> <p>【申請方法】 事業計画書を幌加内町商工会の経営審査を経た上で、町担当課へ提出(商工業振興委員会による審査あり)</p>		
H30年度実績	2件、1,460千円		
詳細(ホームページ)	—		
備 考			
問い合わせ先	幌加内町 産業課 商工観光係 電話0165-35-2122		

項 目	補助金・助成金	実施区分	継続
組 織 名	経済産業省		
制 度 名	事業承継補助金（Ⅰ型：後継者承継支援型）		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 後継者不在等により、事業継続が困難になることが見込まれている中小企業者等に対する支援であり、経営者の交代を契機とした経営革新等を行う中小企業者等に対して、その取組に要する経費の一部を補助する。</p> <p>【対 象 者】 2016年4月1日から補助対象事業期間完了日または、2019年12月31日のいずれか早い日までに、中小企業者等間における事業を引き継がせる者と事業を引き継ぐ者の間でM&A等も含む事業の引き継ぎを行った又は行う者で、一定要件を満たすこと。 ※詳しい要件は、ホームページをご参照ください。</p> <p>【補助（支援）内容】 補助上限：経営革新を行う場合 最大200万円（事業転換を伴う場合は、最大300万円上乗せ） ※補助率 2/3（小規模事業者）、1/2（左記以外）</p> <p>【申 請 方 法】 事業承継補助金事務局に申請書を提出</p>		
H30年度実績	653件採択		
詳細（ホームページ）	https://www.shokei-hojo.jp/		
備 考	受付期間 2019年4月12日（金）～2019年5月31日（金）19時まで※原則、電子申請 ※二次募集については未定		
問い合わせ先	事業承継補助金事務局 電話03-6264-2684		

項 目	補助金・助成金	実施区分	継続
組 織 名	経済産業省		
制 度 名	事業承継補助金（Ⅱ型：事業再編・事業統合支援型）		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 後継者不在等により、事業継続が困難になることが見込まれている中小企業者等に対する支援であり、事業再編・事業統合を契機とした経営革新等を行う中小企業者等に対して、その取組に要する経費の一部を補助する。</p> <p>【対 象 者】 2016年4月1日から補助対象事業期間完了日または、2019年12月31日のいずれか早い日までに、中小企業者等間における事業を引き継がせる者と事業を引き継ぐ者の間でM&A等も含む事業の引き継ぎを行った又は行う者で、一定要件を満たすこと。 ※詳しい要件は、ホームページをご参照ください。</p> <p>【補助（支援）内容】 補助上限：経営革新を行う場合 最大600万円（事業転換を伴う場合は、最大600万円上乗せ） ※補助率 2/3（採択上位）、1/2（左記以外）</p> <p>【申 込 方 法】 事業承継補助金事務局に申請書を提出</p>		
H30年度実績	144件採択		
詳細（ホームページ）	https://www.shokei-hojo.jp/		
備 考	受付期間 2019年4月12日（金）～2019年5月31日（金）19時まで※原則、電子申請 ※二次募集については未定		
問い合わせ先	事業承継補助金事務局 電話03-6264-2684		

項目	その他	実施区分	継続
組織名	経済産業省		
制度名	経営承継円滑化法に基づく特例制度		
事業概要	<p>【事業目的・概要】 非上場会社の自社株式の相続税・贈与税の納税猶予及び免除</p> <p>【対象者】 非上場株式を相続または贈与により取得した中小企業の後継者</p> <p>【補助(支援)内容】 相続税：現経営者の相続又は遺贈により、後継者が取得した自社株式の80%部分の相続税の納税猶予及び免除 贈与税：現経営者からの贈与により、後継者が取得した自社株式に対応する贈与税の納税猶予及び免除</p> <p>【申請方法】 経済産業大臣(北海道経済産業局長)の認定後、税務署へ納税申告 ※認定事務は、北海道経済部地域経済局中小企業課</p>		
H30年度実績	—		
詳細(ホームページ)	http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html		
備考	※平成30年度税制改正により、法人版事業承継税制の特例措置が創設され、平成31年度税制改正により個人版事業承継税制が創設されております。		
問い合わせ先	北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 電話011-204-5331(認定) 国税局(事務局)または税務署の税務相談窓口		

項目	個別相談・専門家派遣	実施区分	継続
組織名	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部		
制度名	中小企業者向けセミナー講師派遣		
事業概要	<p>【事業目的・概要】 道内支援機関が主催する経営者、後継者向けセミナーの講師派遣 事業承継の概要(事業承継の全体像のとらえ方・進め方等) 事業承継税制の解説 等</p> <p>【対象者】 中小企業者(経営者、後継者等)</p> <p>【補助(支援)内容】 講師謝金および交通費は中小機構が負担</p> <p>【申請方法】 下記問い合わせ先へ連絡</p>		
H30年度実績	6回開催		
詳細(ホームページ)	詳しくは下記問い合わせ先へ連絡		
備考			
問い合わせ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部 連携支援部連携推進課 電話 011-210-7473 FAX 011-210-7480		

項目	その他	実施区分	継続
組織名	独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 中小企業大学校旭川校		
制度名	経営管理者養成コース		
事業概要	<p>【研修内容】 戦略的発想に基づいた質の高い経営を行うための創造的マネジメント能力の向上を図ることを目的として、総合的なマネジメントを遂行するための実践的な知識・手法を学ぶ。 ①企業を取巻く経営環境と管理者の役割 ②管理者の能力開発 ③経営管理(経営戦略、経営計画、人事管理、財務管理、営業戦略) ④事例研究と成果発表(ゼミナール)</p> <p>【実施時期】令和元年7月8日～令和2年1月24日(毎月3日～4日、延23日間) 【対象者】中小企業の経営幹部、後継者、管理者(候補者) 【定員】20名 【受講料】293,000円 【受講申込方法】 ①旭川校WEBサイト受講申込ページから受講申込み ②受講申込のページから、申込用紙をダウンロードして受講申込み</p>		
H30年度実績	年1回開催		
詳細(ホームページ)	http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005ihsf.html		
備考	※受講料助成制度(詳細は各申請窓口にお問い合わせください。) http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html		
問い合わせ先	中小企業大学校旭川校(旭川市緑が丘東3条2丁目2番1号) 電話0166-65-1200 FAX0166-65-2190		

項目	その他	実施区分	継続
組織名	独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 中小企業大学校旭川校		
制度名	事業承継・廃業支援の進め方		
事業概要	<p>【研修内容】 事業承継税制等、事業承継に関する専門知識を押さえた上で、事業承継対策を進めるアドバイスをを行うために必要な知識、手法を習得するとともに、小規模事業者等の廃業時における支援の留意点について学ぶ。 ①事業承継を円滑に実施することの意義と必要性 ②廃業支援の実務 ③廃業支援の実務(演習) ④事業承継支援の実務(演習)</p> <p>【実施時期】令和元年8月27日～29日 【対象者】中小企業支援担当者並びに中小企業支援協力機関の役員及び職員 【定員】35名 【受講料】23,000円 【受講申込方法】 ①旭川校WEBサイト受講申込ページから受講申込み ②受講申込のページから、申込用紙をダウンロードして受講申込み</p>		
H30年度実績	年1回開催		
詳細(ホームページ)	中小企業支援担当者等研修 http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/supporter/supporter/index.html		
備考			
問い合わせ先	中小企業大学校旭川校(旭川市緑が丘東3条2丁目2番1号) 電話0166-65-1200 FAX0166-65-2190		

項目	その他	実施区分	継続
組織名	独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部 中小企業大学校旭川校		
制度名	次世代トップリーダー養成講座		
事業概要	<p>【研修内容】 次世代トップリーダーが信頼される経営者・経営幹部へと成長することを目的として、後継者や経営幹部候補が環境変化に適応するための経営のあり方や求められる役割・心構えについて学ぶ。</p> <p>①次世代トップリーダーの使命と心構え ②経営者の役割と企業経営の基本 ③次世代トップリーダーのステップアップ策 ④次世代トップリーダーが目指すべきビジョンと行動目標(演習)</p> <p>【研修時期】令和元年10月28日～30日 【対象者】中小企業の経営幹部、後継者、管理者(候補者) 【定員】30名 【受講料】31,000円 【受講申込方法】 ①旭川校WEBサイト受講申込ページから受講申込み ②受講申込のページから、申込用紙をダウンロードして受講申込み</p>		
H30年度実績	年1回開催		
詳細(ホームページ)	中小企業事業者向け研修 http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2019/fr94k000005hkvx.html		
備考	※受講料助成制度(詳細は各申請窓口にお問い合わせください。) http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html		
問い合わせ先	中小企業大学校旭川校(旭川市緑が丘東3条2丁目2番1号) 電話0166-65-1200 FAX0166-65-2190		

項目	個別相談・専門家派遣	実施区分	継続
組織名	北海道事業引継ぎ支援センター		
制度名	事業承継の総合相談		
事業概要	<p>【事業目的・概要】 事業承継に精通した専門家が事業承継全般の相談を秘密厳守・無料で対応する公的相談窓口です。</p> <p>【対象者】 中小企業者、小規模企業者など</p> <p>【補助(支援)内容】 面談やご提出いただいた資料をもとに、事業実態の把握や具体的な課題を抽出し、今後の対応策や事業承継の進め方について、様々な情報提供や判断材料を提供いたします。専門家5名体制で全道全域をカバーしております。事業承継に関してどんなことでもお気軽にご相談ください。</p> <p>【申請方法】 下記の問い合わせ先へ電話していただき相談日時を予約してください。 相談は平日の月曜日から金曜日の午前9時～午後5時までとなります。</p>		
H30年度実績	746件(相談実績)		
詳細(ホームページ)	https://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/		
備考	※経済産業省北海道経済産業局が札幌商工会議所に委託して実施。		
問い合わせ先	北海道事業引継ぎ支援センター 相談窓口 電話011-222-3111		

項目	その他	実施区分	継続
組織名	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター		
制度名	北のふるさと事業承継支援ファンド		
事業概要	<p>【事業目的・概要】 北海道及び道内金融機関等の出資によるファンドが先代事業者等から株式等を買取り、後継者が買取資金を蓄積するまで株式等を保有し、その後、後継者等へ全株式等を譲渡することにより、円滑な事業承継を支援します。</p> <p>【対象者】 親族外経営者への事業承継(第二創業を含む)を行う小規模企業者(法人に限定) ※債務超過でないこと等の要件あり</p> <p>【補助(支援)内容】 ・ファンドが先代事業者等から株式等を買取り、後継者が買取資金を蓄積するまで最長10年間保有します。 ・投資上限額は3,000万円です。 ・ファンドが株式を保有している間、企業に対して経営支援等を行います。</p> <p>【申請方法】 (公財)北海道中小企業総合支援センターにお問い合わせください。</p>		
H30年度実績	投資案件 4件 投資総額 53,435千円		
詳細(ホームページ)	https://www.hsc.or.jp/consul/succession_fund/		
備考			
問い合わせ先	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 金融支援G 電話011-232-2404		

項目	個別相談・専門家派遣	実施区分	継続
組織名	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター		
制度名	北海道よろず支援拠点(経営の相談窓口)		
事業概要	<p>【事業目的・概要】 中小企業・小規模事業者のみなさまが抱える経営課題の解決に向けて、支援機関と連携を図りながらきめ細やかなサポートを行っています。</p> <p>【対象者】 中小企業者、小規模事業者、創業者など</p> <p>【補助(支援)内容】 旭川市、札幌市などに相談窓口を設置し、コーディネーターがサポートを行います。 ・道北支部 毎週火曜日 9:00~17:30(祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く) ・札幌本部 9:00~17:30(土・日・祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く)</p> <p>【申請方法】 電話、メールにてご予約ください。 ・電話 (旭川)0166-68-2750 (札幌)011-232-2407 ・メール soudan@hsc.or.jp</p>		
H30年度実績	相談対応件数(北海道よろず支援拠点) 6,967件		
詳細(ホームページ)	http://yorozu.hokkaido.jp/ ※Facebookもあります。		
備考			
問い合わせ先	(公財)北海道中小企業総合支援センター 道北支部 電話0166-68-2750 〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター内		

項 目	その他	実施区分	継続
組 織 名	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター		
制 度 名	プッシュ型事業承継支援高度化事業		
事 業 概 要	<p>【事業目的・概要】 事業承継の円滑化に向けて、早期かつ計画的な事業承継の準備に対する経営者の「気付き」を促すために、事業承継診断を実施し、掘り起こされたニーズに対してきめ細やかな支援を行います。</p> <p>【対 象 者】 中小企業者、小規模事業者</p> <p>【補助(支援)内容】 事業承継診断の実施や、事業者向けセミナー開催のほか、掘り起こされたニーズに対して、個別企業訪問や専門家派遣による個社支援を行います。</p> <p>【申 請 方 法】 (公財)北海道中小企業総合支援センターにお問い合わせください。</p>		
H30年度実績	個社支援件数 63件		
詳細(ホームページ)	https://www.hsc.or.jp/consul/succession_push/		
備 考			
問 い 合 わ せ 先	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター プッシュ型事業承継支援強化事業担当 電話011-232-2012		

項 目	融資・保証
組 織 名	日本政策金融公庫【国民生活事業】
制 度 名	事業承継・集約・活性化支援資金
ご利用いただける方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安定的な経営権の確保などにより、事業の承継・集約を行う方 2. 「中小企業経営承継円滑化法」第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者 3. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 4. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含む)と共に事業承継計画を策定している方 5. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化、事業転換)または新たな取組みを図る方(第二創業後または新たな取組後、おおむね5年以内の方)
資金のお使いみち	事業の承継・集約に必要な設備資金および運転資金
ご 融 資 額	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
ご 返 済 期 間	設備資金 20年以内 <うち据置期間2年以内> 運転資金 7年以内 <うち据置期間2年以内>
担 保 ・ 保 証 人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
利 率	資金の使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
融資のお申込み	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口にお申し込みください。
詳細(ホームページ)	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyokeisyu.html ホーム>サービスのご案内>融資のご案内>融資制度一覧から探す>事業承継・集約・活性化支援資金
問い合わせ先	日本政策金融公庫 旭川支店 国民生活事業 電話0166-23-5241 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話0120-154-505

項 目	融資・保証
組 織 名	日本政策金融公庫【中小企業事業】
制 度 名	事業承継・集約・活性化支援資金
ご利用いただける方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含む。)と共に事業承継計画を策定している方 2. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 3. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化、事業転換)または新たな取組を図る方(第二創業または新たな取組後、概ね5年以内の方を含む) 4. 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業の代表者の方または認定を受けた事業を営んでいない個人 5. 事業承継に際して経営者個人保証の免除などを取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付に際して経営者個人保証を免除する方
資金のお使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご利用いただける方」の1に当てはまる方が、事業承継計画を実施するために必要な設備資金及び長期運転資金 ・「ご利用いただける方」の2または4に当てはまる方が、事業承継を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 ・「ご利用いただける方」の3に当てはまる方が、当該事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 ・「ご利用いただける方」の5に当てはまる方が、金融機関との取引状況の変化に伴い必要な長期運転資金
ご 融 資 額	7億2千万円
ご 返 済 期 間	<p>設備資金 20年以内<うち据置期間2年以内></p> <p>運転資金 7年以内 <うち据置期間2年以内></p>
担 保 ・ 保 証 人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
利 率	資金の使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
融資のお申込み	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。
詳細(ホームページ)	<p>https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/jigyoukeisyousu.html</p> <p>ホーム>サービスのご案内>融資のご案内>融資制度一覧から探す>事業承継・集約・活性化支援資金</p>
問い合わせ先	<p>日本政策金融公庫 旭川支店 中小企業事業 電話0166-24-4161</p> <p>日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話0120-154-505</p>

項 目	融資・保証	実 施 区 分	継 続
組 織 名	(株)商工組合中央金庫		
制 度 名	事業承継支援(事業承継支援貸付)		
事業概要	<p>【事業目的・概要】 円滑な事業承継に向けた取組みに必要とする資金を融資する。</p> <p>【対 象 者】 事業承継に取り組む事業者</p> <p>【融 資 内 容】 資金使途・事業承継・M&A等に伴う事業継続のための株式取得資金 ・後継者不在の事業を取得するための事業譲受資金 ・納税資金や退職資金等、円滑に事業を承継するために必要な資金 ※融資金額、期間、利率等は個別にご相談</p> <p>【申 請 方 法】 下記問合せ先へご相談ください。</p>		
詳細(ホームページ)	http://www.shokochukin.co.jp/		
備 考			
問 い 合 わ せ 先	(株)商工組合中央金庫 旭川支店 電話0166-26-2181		

項 目	個別相談・専門家派遣	実 施 区 分	継 続
組 織 名	(株)商工組合中央金庫		
制 度 名	事業承継支援(専門家紹介)		
事業概要	<p>【事業目的・概要】 様々な相談に対して、業務提携している各種専門家を紹介し最適な解決方法を提供する。</p> <p>【対 象 者】 事業承継に取り組む事業者</p> <p>【補助(支援)内容】 事業承継を得意とする税理士、コンサルタントなどの紹介</p> <p>【申 請 方 法】 下記問い合わせ先へご相談ください。</p>		
詳細(ホームページ)	http://www.shokochukin.co.jp/		
備 考			
問 い 合 わ せ 先	(株)商工組合中央金庫 旭川支店 電話0166-26-2181		

項目	融資・保証	実施区分	新規
組織名	北海道信用保証協会		
制度名	経営承継準備関連保証		
事業概要	<p>【制度概要】 事業承継に伴い、中小企業者が承継に必要とする資金の融資について保証を行うことにより、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度(平成30年7月新設)</p> <p>【対象者】 北海道知事の認定を受けた中小企業者(会社ならびに個人事業主)</p> <p>【資金使途】 経営の承継に伴い必要とする他社株式取得資金(発行済議決権株式総数の2分の1以上を有することが条件)、事業用資産の取得資金</p> <p>【保証料率】 年0.45%~2.20%(お客様の経営状況に応じて9段階の料率体系となります)</p> <p>【支援内容】 無担保保険 8,000万円、普通保険 2億円 ※一般保険と別枠</p>		
H30年度実績	—		
詳細(ホームページ)	http://www.cgc-hokkaido.or.jp/		
備考			
問い合わせ先	北海道信用保証協会 業務部企業支援課 事業承継サポートデスク 電話011-241-5605 北海道信用保証協会 旭川支店 電話0166-24-1441 北海道信用保証協会 経営金融相談ダイヤル 電話0120-279-540		

項目	融資・保証	実施区分	新規
組織名	北海道信用保証協会		
制度名	特定経営承継準備関連保証		
事業概要	<p>【制度概要】 事業承継に伴い、中小企業者が承継に必要とする資金の融資について保証を行うことにより、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度(平成30年7月新設)</p> <p>【対象者】 北海道知事の認定を受けた「事業を営んでいない個人」</p> <p>【資金使途】 経営の承継に伴い必要とする株式取得資金(発行済議決権株式総数の2分の1以上を有することが条件)、事業用資産の取得資金</p> <p>【保証料率】 年1.15%</p> <p>【支援内容】 無担保保険 8,000万円、普通保険 2億円 ※一般保険の限度枠に含まれる</p>		
H30年度実績	—		
詳細(ホームページ)	http://www.cgc-hokkaido.or.jp/		
備考			
問い合わせ先	北海道信用保証協会 業務部企業支援課 事業承継サポートデスク 電話011-241-5605 北海道信用保証協会 旭川支店 電話0166-24-1441 北海道信用保証協会 経営金融相談ダイヤル 電話0120-279-540		

項 目	融資・保証	実 施 区 分	継 続
組 織 名	北海道信用保証協会		
制 度 名	経営承継関連保証		
事業概要	<p>【 制 度 概 要 】 事業承継に伴い、中小企業者が承継に必要とする資金の融資について保証を行うことにより、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度</p> <p>【 対 象 者 】 北海道知事の認定を受けた中小企業者(会社ならびに個人事業主)</p> <p>【 資 金 使 途 】 経営の承継に伴い必要とする株式取得資金 等</p> <p>【 保 証 料 率 】 年0.45%～2.20%(お客様の経営状況に応じて9段階の料率体系となります)</p> <p>【 支 援 内 容 】 無担保保険 8,000万円、普通保険 2億円 ※一般保険と別枠</p>		
H30年度実績	—		
詳細(ホームページ)	http://www.cgc-hokkaido.or.jp/		
備 考	本制度に関するリーフレットあり		
問い合わせ先	北海道信用保証協会 業務部企業支援課 事業承継サポートデスク 電話011-241-5605 北海道信用保証協会 旭川支店 電話0166-24-1441 北海道信用保証協会 経営金融相談ダイヤル 電話0120-279-540		

項 目	融資・保証	実 施 区 分	継 続
組 織 名	北海道信用保証協会		
制 度 名	特定経営承継関連保証		
事業概要	<p>【 制 度 概 要 】 事業承継に伴い、中小企業者が承継に必要とする資金の融資について保証を行うことにより、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度</p> <p>【 対 象 者 】 北海道知事の認定を受けた中小企業者(会社)の「代表者個人」</p> <p>【 資 金 使 途 】 会社を承継した代表者が必要とする株式取得資金 等</p> <p>【 保 証 料 率 】 年0.45%～2.20%(お客様の経営状況に応じて9段階の料率体系となります)</p> <p>【 支 援 内 容 】 無担保保険 8,000万円、普通保険 2億円 ※一般保険の限度枠に含まれる</p>		
H30年度実績	2件 25,900千円		
詳細(ホームページ)	http://www.cgc-hokkaido.or.jp/		
備 考	本制度に関するリーフレットあり		
問い合わせ先	北海道信用保証協会 業務部企業支援課 事業承継サポートデスク 電話011-241-5605 北海道信用保証協会 旭川支店 電話0166-24-1441 北海道信用保証協会 経営金融相談ダイヤル 電話0120-279-540		

項 目	融資・保証	実 施 区 分	継 続
組 織 名	北海道信用保証協会		
制 度 名	事業承継サポート保証		
事業概要	<p>【 制 度 概 要 】 事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約するため必要となる資金につき保証を行うことにより、事業承継の円滑化を図ることを目的とする制度</p> <p>【 対 象 者 】 事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約するための資金供給を必要としている「持株会社」</p> <p>【 資 金 使 途 】 株式取得資金（発行済議決権株式総数の3分の2以上の一括取得）および附帯費用</p> <p>【 保 証 料 率 】 年0.45%～1.90%（お客様の経営状況に応じて9段階の料率体系となります）</p> <p>【 支 援 内 容 】 無担保保険 8,000万円、普通保険 2億円</p>		
H30年度実績	3件 145,500千円		
詳細(ホームページ)	http://www.cgc-hokkaido.or.jp/		
備 考	本制度に関するリーフレットあり		
問い合わせ先	北海道信用保証協会 業務部企業支援課 事業承継サポートデスク 電話011-241-5605 北海道信用保証協会 旭川支店 電話0166-24-1441 北海道信用保証協会 経営金融相談ダイヤル 電話0120-279-540		

項 目	融資・保証	実 施 区 分	継 続
組 織 名	北海道経済部		
制 度 名	中小企業総合振興資金(ステップアップ貸付【政策サポート】)※事業承継分のみ		
事業概要	<p>【 事 業 目 的 ・ 概 要 】 事業承継円滑化に向けた道内中小企業者への金融支援</p> <p>【 対 象 者 】 現に事業を営んでいる中小企業者等で事業承継を行うもの又は事業継続が困難になった事業者等から事業を引き継ぐ中小企業者等</p> <p>【 融 資 内 容 】 ・融資金額 限度額1億円 ・使途区分 運転資金、設備資金 ・期 間 10年以内(うち据置1年以内) ・利 率 年 1.1～1.7%</p> <p>【 申 請 方 法 】 商工会議所・商工会等の斡旋機関へ斡旋申込を行う。</p>		
H30年度実績	3件 31,000千円(平成31年2月末現在)		
詳細(ホームページ)	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm		
備 考			
問い合わせ先	経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ 電話011-204-5346		

項 目	そ の 他	実 施 区 分	継 続	
組 織 名	北海道上川総合振興局			
事 業 名	かみかわ地域産業担い手対策事業(中小企業等事業承継支援事業)			
事 業 概 要	【事業目的・概要】 上川管内の事業承継の円滑化に向けて、関係機関と連携した経営者等への啓発・支援、事業承継支援者のスキルアップ支援及び関係支援機関におけるサポートネットワーク会議の開催。			
	【対象者】 事業承継に課題を抱える経営者等、市町村・商工会議所・商工会等の支援機関			
	【補助(支援)内容】 課題を抱える経営者の啓発と発掘、啓発セミナー・個別相談会の開催 支援冊子の作成、支援者向け相談対応マニュアルの作成 支援者向けスキルアップ勉強会の開催 関係支援機関におけるサポートネットワーク会議による相談サポート体制の充実			
	【時 期】 平成31年4月～令和2年3月			
	【事業内容】			
		実施内容	実施時期	概要
		課第を抱える経営者の発掘と啓発	随時	・管内事業承継支援施策紹介冊子の作成 ・課第を抱える中小・小規模事業者掘り起こしのための情報収集
		定期個別相談会	5月から隔月	[対象]管内中小・小規模事業者 [内容]事業承継専門家による個別相談
		事業承継支援ネットワーク会議	7月16日(火)	[対象]管内市町村、金融機関、支援機関 [内容]情報交換、事例紹介など
	支援者向け相談対応マニュアル作成	8月上旬	[対象]管内市町村、支援機関 [内容]相談対応時のポイントなど	
	支援機関等向けスキルアップ勉強会	9月上旬	[対象]管内市町村、支援機関 [内容]講話、ケーススタディ、事例紹介	
	第1回 事業承継啓発セミナー	10月又は11月	[対象]企業経営者、後継者など [内容]基調講演、事例紹介	
	第2回 事業承継啓発セミナー	11月又は12月	[対象]企業経営者、後継者など [内容]基調講演、事例紹介	
H30年度実績	啓発セミナーの開催(名寄市、旭川市)、支援施策紹介冊子の作成、個別相談会の開催、事業承継支援ネットワーク会議の開催(旭川市)			
詳細(ホームページ)	http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/zigyousyoukeissashi.htm			
備 考				
問い合わせ先	上川総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 商工労働係 電話0166-46-5938			

組織名	制度名	項目				ページ
		補助金 助成金	融資 保証	個別相談 専門家派遣	その他	
中川町	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(経営安定補助金・経営自立補助金)	○				13
中川町	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(技術実習助成金)	○				
中川町	中川町商工業振興条例に基づく助成制度(研修調査助成金)	○				14
幌加内町	幌加内町商工業振興奨励事業(店舗、事務所建設・設備導入)	○				
幌加内町	幌加内町商工業振興奨励事業(企業・独立・事業承継)	○				15
幌加内町	幌加内町商工業振興奨励事業(新規事業・新商品開発)	○				
経済産業省	事業承継補助金(I型:後継者承継支援型)	○				16
経済産業省	事業承継補助金(II型:事業再編・事業統合支援型)	○				
経済産業省	経営承継円滑化法に基づく特例制度				○	17
中小企業基盤整備機構	中小企業者向けセミナー講師派遣			○		
中小企業大学校旭川校	経営管理者養成コース				○	18
中小企業大学校旭川校	事業承継・廃業支援の進め方				○	
中小企業大学校旭川校	次世代トップリーダー養成講座				○	19
北海道事業引継ぎ支援センター	事業承継の総合相談			○		
北海道中小企業総合支援センター	北のふるさと事業承継支援ファンド				○	20
北海道中小企業総合支援センター	北海道よろず支援拠点(経営の相談窓口)			○		
北海道中小企業総合支援センター	プッシュ型事業承継支援高度化事業				○	21
日本政策金融公庫(国民生活事業)	事業承継・集約・活性化支援資金		○			22
日本政策金融公庫(中小企業事業)	事業承継・集約・活性化支援資金		○			23
商工組合中央金庫	事業承継支援(事業承継支援貸付)		○			24
商工組合中央金庫	事業承継支援(専門家紹介)			○		
北海道信用保証協会	経営承継準備関連保証		○			25
北海道信用保証協会	特定経営承継準備関連保証		○			
北海道信用保証協会	経営承継関連保証		○			26
北海道信用保証協会	特定経営承継関連保証		○			
北海道信用保証協会	事業承継サポート保証		○			27
北海道経済部	中小企業総合振興資金(ステップアップ貸付【政策サポート】)		○			
北海道上川総合振興局	かみかわ地域産業担い手対策事業(中小企業等事業承継支援事業)				○	28

※掲載されている内容は、平成31年4月現在のものです。

令和元年度 上川管内版

事業承継に係る支援施策のご案内

令和元年6月発行

※本冊子に掲載されている内容については、平成31年4月現在のものです。

発行：北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

〒079-8610 旭川市永山6条19丁目

電話：0166-46-5938（商工労働係）

※この冊子は、北海道を応援する皆様からお寄せいただいた「ふるさと北海道応援寄付金」を活用して作成しています。「ふるさと北海道応援寄付金」のお申込み・お問い合わせは「北海道総合政策部地域創生局地域政策課」（電話 011-206-6404）